

## 五城目町スポーツ大会等出場選手激励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、各種スポーツの全国規模以上の大会（以下「大会」という。）に出場する町民の榮譽を称え、激励金を交付することにより、本町のスポーツの振興を図ることを目的とする。

### (対象大会)

第2条 交付の対象となる大会は次のいずれかに該当する大会とする。

- (1) 文部科学省又は文化庁が共催又は後援若しくは協力する大会であつて、かつ、日本体育協会加入団体が主催、共催する大会
- (2) その他前号に掲げるもののほか、町長が特に認める大会

### (対象者)

第3条 交付の対象者は、本町に住所を有しかつ居住するもので、次のいずれかに該当する者とする。ただし、大会の出場種目又は参加種目を生業としている者及び大会への出場又は参加に当たり本町の他の交付金などを受けているものは除く。

- (1) 地区予選、県予選、又はブロック予選等を経て大会の出場資格を得た者、又は大会出場の要件である標準記録を超え、若しくは中央競技団体から予選を免除され、本町又は秋田県若しくはブロック代表等として大会に出場する者。

ただし、本町出身のふるさと選手として出場する者はその限りとし  
ない。

- (2) その他前号に掲げるほか、町長が特に認める者

### (激励金の額)

第4条 激励金の交付額は、1人10,000円とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

### (申請手続)

第5条 激励金の交付を受けようとする者（その者が未成年である場合は、その者の保護者。（以下「申請者」という。））は、五城目町スポーツ大会等出場選手激励金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 大会要項等

- (2) 大会への出場を証明する書類
  - (3) その他町長が特に必要と認める書類
- 2 前項の申請書は、大会開催の前日までに提出するものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規程による申請があったときは、その内容を審査し、激励金を交付すると決定したときは、五城目町スポーツ大会等出場選手激励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(激励金の返還)

第7条 町長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、激励金の返還を命じることができる。

- (1) 大会への参加を中止したとき
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により激励金を受けたとき

(委任事項)

第8条 この要綱に定めるほか、激励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。